

水利施設等保全高度化事業ほ場整備調査設計業務（野田地区） 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この業務の目的は、南あわじ市野田地区において施設の省力化（水路等）の整備に係る地域の諸条件等について調査を行い、併せて令和9年度以降の農地中間管理機構関連農地整備事業の国採択を目指し農地の整備に必要な計画を策定することです。

業者選定にあたっては、高度な技術を有するとともに豊富な経験を持ち、創造力、計画策定能力に優れ、地元と一体となってこの業務をすすめていくことができる者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、受注候補者として最適と考えられる事業者（以下、「最優秀提案者」）といたします。）を選考します。

2. 業務の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1)業務番号 | 農整備ほ委第6-1号 |
| (2)業務名 | 水利施設等保全高度化事業ほ場整備調査設計業務（野田地区）（以下、「本業務」といいます。） |
| (3)履行場所 | 南あわじ市賀集野田 |
| (4)業務内容 | 別紙「水利施設等保全高度化事業ほ場整備調査設計業務（野田地区）特記仕様書（以下、「特記仕様書」といいます。）のとおり。
なお、令和6年度に発注・契約を予定しているのは特記仕様書「8-3 設計作業項目内訳表」にあるA業務です。 |
| (5)業務期間 | 契約締結日から令和7年3月21日まで |
| (6)契約予定日 | 別紙1のとおり |
| (7)事業費上限額 | A業務 10,643千円（税抜き）
B業務 14,241千円（税抜き）
なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものです。またA業務の上限額は、特記仕様書に記載のある3次元モデルの作成を1式計上した場合の価格です。 |
| (8)契約保証 | 南あわじ市契約規則による |
| (9)支払い条件 | 前払金 有 部分払 無 |
| (10)担当事務局 | 南あわじ市産業建設部農地整備課ほ場整備係 担当：中原
〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1
TEL：0799-43-5225 FAX：0799-43-5325
E-mail：nouchi@city.minamiawaji.hyogo.jp |

3. 応募方法

単独企業による。

4. 参加資格要件

本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」といいます。）に参加できる者は、次に

掲げる事項をすべて満たす者とします。なお、参加資格の確認基準日は参加表明書の提出期限日とします。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)最優秀提案者の特定の日までの期間において、南あわじ市指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3)法人税(個人企業にあつては所得税)、消費税及び地方消費税並びに南あわじ市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委任を受けた支店・営業所がある場合には、南あわじ市税に未納がないこと(徴収猶予の扱いを受けている者を除く。)
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立て、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- (5)南あわじ市暴力団排除条例(平成25年南あわじ市条例第12号)第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6)このプロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人間関係がないこと。
- (7)近畿2府4県(大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県又は和歌山県)に所在し、南あわじ市契約規則(平成17年南あわじ市規則第39号、以下「契約規則」といいます。)第3条に定める競争入札参加資格者名簿「コンサル：農業土木」に登録され競争入札参加者の資格を有している者であること。
- (8)本社・本店又は支店・営業所が、平成26年4月1日以降に、近畿2府4県において、府営又は県営ほ場整備事業にかかる調査設計業務の実績を有すること。
- (9)特記仕様書で定める要件を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。
- (10)そのほか特記仕様書で定める事項に反しないこと。

5. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施にかかる概ねのスケジュールは、別紙1「プロポーザル実施スケジュール」のとおりとします。

6. 参加表明の手続き

このプロポーザルの参加手続き等は、以下のとおりとします。

(1)資料の配布

南あわじ市ホームページから「水利施設等保全高度化事業ほ場整備調査設計業務(野田地区)公募型プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」)、「特記仕様書」をダウンロードしてください。提出書類の様式は実施要領に含んでいます。

(2)参加表明に関する質問の受付及び回答

参加表明の手続きに伴う実施要領、特記仕様書に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとします。

①提出期限：別紙1を参照

②提出方法：書面(電子メール、FAXを含む。以下同じ)により下記まで提出して

ください。なお、様式については質問書（様式第9号）を使用してください。

③送信先：担当事務局（上記2(10)）

※送信後、必ず電話により受信確認をしてください。

④回答期限：別紙1を参照

⑤回答方法：質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、南あわじ市ホームページに掲載します。なお、回答書は実施要領及び特記仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

(3)参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を添えて参加表明書を提出してください。

①提出期限：別紙1を参照

②提出先：担当事務局（上記2(10)）

③提出方法：持参又は郵送（簡易書留など配達記録が残るものに限ります。）

④提出書類：別紙2「参加表明書提出時提出書類一覧」を参照

(4)プロポーザル参加資格の確認及び通知

(3)において提出された書類等について、参加資格要件を満たしているか否かを審査・確認し、その結果及び企画提案書提出の要請を、参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールで通知します。

参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、その理由について書面（任意様式）により説明を求めることができます（期日については別紙1を参照）。

(5)参加辞退

本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送により辞退届（様式任意）を担当事務局（上記2(10)）へ提出してください。

7. 企画提案に関する質問の受付及び回答

企画提案に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとします。

企画提案書の作成等について不明な点がある場合は、内容を簡潔に記載し、書面にて提出してください。口頭での質問は受けません。また電子メール・FAX送信後は電話にて受信確認をお願いします。

(1)提出期限：別紙1を参照

(2)提出資格者：企画提案書提出の要請を受けた者に限り質問を受け付けます

(3)提出方法：質問書（様式第9号）を使用し、電子メール又はFAXにより担当事務局（上記2(10)）まで送信してください。

(4)回答方法：質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を全ての参加者に対し電子メール又はFAXにより送付します。なお本回答書は、この実施要領及び特記仕様書と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

8. 企画提案書の提出

企画提案書は、特記仕様書の内容を踏まえ、別紙3のとおり作成し提出してください。特

に指定のない場合は任意様式により提出してください。内容に疑義のあるときは、企画提案書を提出した者（以下、「企画提案者」といいます。）に問い合わせを行うことがあります。

なお、野田地区圃場整備推進委員会と共に野田地区の将来を考えてくれる熱意ある受注者を選定したいという観点から、提出を求める企画提案書の内容は「企画提案者の実績や業務への取組み方針等」とします。事業計画の提案を要件としているわけではありませんのでご留意ください。

- (1)提出期限：別紙1を参照
- (2)提出先：担当事務局（上記2(10)）
- (3)提出方法：持参、郵送又は宅配便（郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残るもの、宅配便の場合は、手渡ししたことが証明されるものに限り。）
- (4)提出書類：別紙3「企画提案書提出時提出図書一覧」参照
- (5)その他：企画提案者の提案として、特記仕様書「別紙8-3 作業項目内訳表」記載のA業務・B業務の内訳を変更する場合であっても、**企画提案時見積書は、特記仕様書「別紙8-3 設計作業項目内訳表」により見積りしてください。**

9. 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施

次により企画提案書等にかかるヒアリング（以下「ヒアリング等」といいます。）を実施します。なお、実施の詳細等については、企画提案書の提出期限後に企画提案者へ通知します。また、ヒアリング等は非公開とします。

- (1)実施日：別紙1を参照
- (2)実施場所：南あわじ市役所会議室（詳細は決定次第通知）
- (3)出席者：1企画提案者あたり5名まで、やむを得ない事情がない限り管理技術者が出席し。主に応答を行うこと。
- (4)時間：1企画提案者あたり60分程度前後を予定。ただし提案者数により変更することがあります。
- (5)機材等：ヒアリング等の際に機材等を使用する場合は企画提案者が準備ください。
- (6)提案順：ヒアリング等の順は、企画提案書受付順とします。
- (7)内容：ヒアリング等では、主に質疑応答を中心とし、企画提案者のプレゼンテーションは省略する予定であるため、企画提案者が伝えたいことは、企画提案書提出時のプレゼンテーションファイルに収録してください。
- (8)その他：会場には審査委員のほか、地元農業者が同席し、提案内容の確認や質問等を行います。

10. 審査要領

- (1)本プロポーザルの特定に関する審査は、南あわじ市プロポーザル審査委員会条例（平成22年南あわじ市条例第47号）に基づき、南あわじ市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）において実施します。なお、審査委員会は非公開とします。
- (2)企画提案書及びヒアリング等の内容に関する審査項目及び審査基準は、別紙4「審査基準の概要」のとおりとします。

- (3)審査は提出書類の審査及びヒアリング等による審査とします。
- (4)各審査委員の採点を集計し、平均点を総合評価点とします。
- (5)有効な企画提案書を提出した企画提案者であって、総合評価点の高い最優秀提案者を第1位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議をおこない決定するものとし、以降同様とします。
- (6)総合評価点が高点の場合、審査委員の多数決により決めます。
- (7)総合評価点が60点未満である場合は、最優秀提案者としません。
- (8)本プロポーザルに参加する者が1者となった場合でも選考は実施します。
- (9)審査結果については書面により通知するとともに、南あわじ市ホームページで公表します。なお選考の過程は非公開とし、選考結果の疑義については受け付けません。最優秀提案者として特定されなかった者は、その理由について、通知の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求めることができます。説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（市の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面にて回答します。

11. 契約の方法等

- (1)上記10により特定された最優秀提案者に対して、本業務の委託契約に係る優先交渉権が与えられるものとします。最優秀提案者とは、速やかに企画提案書をもとに仕様の詳細事項について協議します。なお、最優秀提案者よりA業務・B業務の内訳を変更する企画提案があった場合は、協議においてその変更見積書の提出を求めるとともに、発注者は見積限度額の再計算を行います。協議を経た後、最優秀提案者の変更見積価格が、再計算後の見積限度額を超える場合は、協議が不調となったものとします。
- (2)協議が不調となったときは、次順位の提案者（総合評価点が60点未満の者を除く。）と協議できるものとします。
- (3)協議後、予定価格を算出。改めてA業務の正式見積書の提出を求め、予定価格の範囲内の額を持ってA業務にかかる令和6年度の契約を締結します。なお、契約の締結前に契約金額の10分の1以上を契約保証金として納付しなければなりません。ただし、契約規則第27条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができます。
- (4)契約書は、原則、本市が用意した契約書様式を使用するものとします。
- (5)その他の契約条件は、契約規則及び南あわじ市入札・契約事務取扱要領の定めるところによるものとします。
- (6)B業務は令和7年度以降に着手を計画していますが、A業務の受注者に、引き続きB業務の発注を約するものではありません。なお、次のいずれかに該当するときは、B業務を実施しません。
 - ・ 発注者の予算が成立しないとき
 - ・ 南あわじ市入札審査会の承認が得られないとき
 - ・ 本業務にかかる国庫補助金（県補助金）の交付決定がないとき
 - ・ そのほか業務を実施できない事情があるとき

12. 失格事由

次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、この件にかかる資格を失うものとします。

- (1)定められた期限内に企画提案書等が提出されなかったとき、又は辞退の申し出があったとき。
- (2)企画提案書等の内容が、実施要領及び特記仕様書に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- (3)企画提案書等の記載内容に著しい不備があるとき、または不正もしくは虚偽の記載があると認められるとき。
- (4)審査委員への接触や他の参加者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正もしくは悪質な行為を行ったとき。
- (5)企画提案時の見積額（税抜き）が、「2. (7)」に規定する事業費上限額（3次元モデルの作成を行わない場合は、発注者が再計算を行う事業費上限額）を上回ったとき。
- (6)第三者の著作権を侵害する提案を行ったとき。
- (7)前号に掲げるもののほか、審査委員会が不適格と認めたとき。

13. その他注意事項等

- (1)参加報奨金は支払いません。企画提案に要する費用の一切は、プロポーザル参加者の負担とします。
- (2)提出期限以降における提出図書の違いの差し替え及び再提出は認めません。
- (3)提出図書は返却しません。
- (4)提出された提案書等は、最優秀提案者の特定のために使用し、又は複製等を行うことができるものとし、企画提案者に無断でその他の目的のために使用しません。
- (5)提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て企画提案者が負うものとします。
- (6)提案書等の著作権は、南あわじ市に帰属することとします。但し、南あわじ市と契約を締結しなかった企画提案者が提出した提案書等の著作権については、企画提案者に帰属するものとします。
- (7)提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期するために、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）に基づき、公表することがあります。ただし、同条例の規定に基づき非開示と判断する部分については、その限りではありません。
- (8)同一の企画提案者が、複数の企画提案をすることはできません。
- (9)最優秀提案者は、自らが暴力団等でないことについての誓約書を、上記11.に係る契約の締結前に提出していただくこととなります。
- (10)本プロポーザルの参加者から本業務の一部の再委託を受けようとする者（以下「協力事業所」といいます。）は、本プロポーザルの参加者や他の参加者の協力事業所になることはできません。
- (11)令和6年度の国庫補助金（県補助金）の交付決定がないときは、ヒアリング等の日程を延期又は中止することがあります。
- (12)3次元モデルの作成を行わない場合の事業費上限額は公表しません。

別紙 1 プロポーザル実施スケジュール

内容	期間等
①事前説明会	実施しません
②公募開始	令和6年5月2日
③資料の閲覧及び配布期間	令和6年5月2日～5月22日
④参加表明に関する質問書の提出期限	令和6年5月14日 17時
⑤参加表明に関する質問への回答期限	令和6年5月17日 17時（予定）
⑥参加表明書等の提出期限	令和6年5月22日 17時
⑦参加資格確認通知書の通知及び企画提案書提出の要請	令和6年5月24日（予定）
⑧参加資格がないとした理由の説明要求期間	上記⑦通知日翌日から7日以内 ※
⑨企画提案に関する質問書の提出期限	令和6年5月30日 17時（予定）
⑩企画提案に関する質問に対する回答期限	令和6年6月4日 17時（予定）
⑪企画提案書の提出期限	令和6年6月14日 17時（予定）
⑫ヒアリング等の実施	令和6年7月上旬（予定）
⑬審査委員会	令和6年7月上旬（予定）
⑭最優秀提案者の特定（審査結果通知）	令和6年7月上旬（予定）
⑮非特定理由の説明要求期間	上記⑬通知日翌日から7日以内 ※
⑯最優秀提案者との協議	令和6年7月中旬（予定）
⑰最優秀提案者への見積依頼	令和6年7月中旬（予定）
⑱契約の締結	令和6年7月中旬（予定）

※ 市の休日を除く

※ ④⑥⑨⑪の提出期限は担当事務局必着とするので留意すること

別紙 2 参加表明書等提出時提出図書一覧

提出図書等	部数
① 参加表明書（様式第 1 号）	正 1 部 副 1 部
② 事業所概要（様式第 2 号）	
③ 同種業務実績調書（様式第 3 号）	
4. 参加資格要件(8)が確認できる実績を 1 件以上（最大 3 件）記載し、契約書の写しを添付してください。	
④ 協力事業所概要（様式第 4 号）	
業務の一部を再委託する予定がある場合、その事務所の概要を記載してください。	
⑤ 業務実施体制（様式第 5 号）	
どの様な体制（組織・チーム等）で本業務を実施するかを、配置予定技術者を含めて記載してください。	
⑥ 配置予定技術者の経験調書（様式第 6 号）	
4. 参加資格要件(9)が確認できる業務経験を 1 件以上（最大 3 件）記載し、契約書の写しを添付してください（③企画提案者の実績と重複するものは添付不要）	
⑦ 財務諸表	
貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）、販売費及び一般管理費並びにキャッシュ・フロー計算書（それぞれ直前決算時のもの）	
⑧ 納税証明書	
ア) 国税＝（法人）その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 （個人）その 3 の 2 「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 イ) 地方税＝証明日現在で、南あわじ市税に係る未納税額のない証明 ※1 地方税については、本社・本店又は委任を受けた支店・営業所が南あわじ市にある場合のみ ※2 最新の納税証明書で納期が未到来の場合は、納期到来分の未納の無い証明でも可	

※上記①から⑧までの図書を 1 セットとし、正 1 部、副 1 部として調製してください。また、インデックス等により見やすいように調製してください。

別紙3 企画提案書提出時提出図書一覧

提出図書（用紙サイズはA4に統一）	
①	企画提案書（様式第7号）
②	提案内容書（任意様式）
	・片面印刷でA4サイズ10枚以内。A3判による折込頁の挿入も可としますが、A3判1枚はA4判2枚とカウントします。
③	事業所概要（参加表明書添付資料再添付）
④	同種業務実績調書（参加表明書添付資料再添付）
⑤	協力事業所概要（参加表明書添付資料再添付）
⑥	業務実施体制（参加表明書添付資料再添付）
⑦	配置予定技術者の経験調書（参加表明書添付資料再添付）
⑧	財務諸表（参加表明書添付資料再添付）
⑨	企画提案時見積書（様式第8号）
	・A業務とB業務の各見積価格と合計金額を記載してください。 ・特記仕様書「8-3 設計作業項目内訳表」のA業務とB業務の内訳は企画提案により変更することができますが、企画提案時見積書は、設計作業項目内訳表に基づく内訳で見積価格を記載してください。
⑩	プレゼンテーションファイルを保存したUSBメモリ又はDVD
	・企画提案書のプレゼンテーションは省略予定のため、企画提案者が伝えたいことはプレゼンテーションファイルに収録してください。 ・PowerPointのスライドショー形式やmp4形式などパソコンで再生可能な形式とし、動画・静止画いずれも可ですが、音声を含んでください。 ・収録時間は20分以上1時間以内としてください。 ・企画提案書の全部または一部を流用するなど、内容は企画提案者の任意としますが、審査項目に即した内容を含んでください。 ・わかりやすさ、聞きやすさは企画提案者の評価に直結するのでご留意ください。
⑪	①～⑨までのPDFデータ（USBメモリ又はDVD。⑩と一緒に収録でも可）

※上記①から⑪までの図書を1セットとし、正1部、副7部として調製してください。また、インデックス等により見やすいように調製してください。

別紙 4 審査基準の概要

1. 審査の項目及び配点

審査項目	概要	配点
①企業の経営規模及び信頼性	◆企業として信頼できる経営規模を有し、履行能力を備え、一緒に計画を作るパートナーに足る者であるかを審査する。	
②主要実績及び本業務と同種業務の実績	◆企画提案者のこれまでの業務実績及びほ場整備事業の調査設計の実績を審査する。	
③業務実施体制	◆配置予定の管理技術者、その他技術者・担当者の資格、経験、人数、協力業者との連携予定について審査する。 ◆取組み姿勢に熱意があふれ、わかりやすい資料作成能力や説明能力、関係機関との調整能力、マネジメント能力、コミュニケーション能力、創意工夫する能力を有し、業務のIT化が進み、調査設計を円滑に安心して任せられる体制を整えられるかを審査する。	
④現況調査方針	◆業務の実施スケジュールや現地調査、地元への資料収集依頼、ヒアリング、打合せの手順など、企画提案者の現況調査の進め方について審査する。	
⑤計画提案方針	◆国の施策・業界動向、新技術の情報収集、地元への情報提供や、地元関係者の想いの汲み取り、営農のDX化に関する提案、慣例に囚われすぎない計画提案、独自性・オリジナリティを活かした提案、企画提案者の計画策定の考え方について審査する。	
⑥企画提案時見積額	見積り金額について審査する。	
合 計		100